

労働移動支援助成金（早期雇入れ支援コース）FAQ 令和4年3月24日版

(01) 支給対象者の要件

01-01	対象労働者が直近の離職の際に再就職援助計画等の対象労働者であることは、どのように確認すればよいのでしょうか。
01-02	再就職援助計画対象者が離職前に既に再就職先が決まっている場合であっても、対象となりますか。

(02) 支給対象措置の要件

02-01	対象者の雇入れ経路について、ハローワークの紹介、職業紹介事業者による紹介である必要はありますか。
02-02	期間の定めのない労働者として雇い入れることが要件とされていますが、期間の定めがある有期雇用で契約更新が見込まれる場合でも支給対象とならないのでしょうか。
02-03	雇用契約上では期間の定めはありませんが、1年後に定年制が適用される方を雇い入れました。この場合、支給対象となりますか。

(03) 支給対象事業主の要件

03-01	申請事業主と再就職先がグループ会社である場合は対象となりますか。
03-02	A事業主の雇用する再就職援助計画対象者等が(A事業主から)B事業主の事業所に移籍した場合、対象となりますか。
03-03	民事再生法の適用を受けたA事業所が、別の事業主であるB事業所に事業譲渡を行い、再就職援助計画の認定を受けたA事業所の離職者がB事業所に再就職した場合は対象となりますか。

(04) 支給対象訓練関係

04-01	事業外訓練は、民間の訓練機関が主催する訓練も認められますか。
04-02	支給対象外となる訓練の具体例を教えてください。
04-03	Off-JTとして支給対象外となる訓練の実施方法を教えてください。
04-04	支給対象訓練の総時間数の制限はありますか。
04-05	Off-JTの講師が内部講師の場合の経費は対象となりますか。
04-06	対象労働者が異なる場合は、複数の職業訓練計画について同時に認定を行うことは可能ですか。

(01) 支給対象者の要件

設問番号	設問	回答
01-01	対象労働者が直近の離職の際に再就職援助計画等の対象労働者であることは、どのように確認すればよいでしょうか。	本人が所持している再就職援助計画対象労働者証明書を用いて確認することができます。なお、再就職援助計画対象労働者証明書を紛失した場合は、当該証明書を交付した公共職業安定所に、対象労働者本人又は当該再就職援助計画の認定を受けた事業主が再交付を求めることができます。
01-02	再就職援助計画対象者が離職前に既に再就職先が決まっている場合であっても、対象となりますか。	離職前に再就職先が決まっている再就職援助計画対象者等が、当該再就職先に再就職した場合であっても支給対象となることがあります。詳しくは、労働局やハローワークにお問い合わせください。お問い合わせ先は、厚生労働省HPの「助成金のお問い合わせ先・申請先のご案内」(https://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/toiawase.html)をご参照ください。

(02) 支給対象措置の要件

設問番号	設問	回答
02-01	対象者の雇入れ経路について、ハローワークの紹介、職業紹介事業者による紹介である必要はありますか。	雇入れ経路は要件としていません。
02-02	期間の定めのない労働者として雇い入れることが要件とされていますが、期間の定めがある有期雇用で契約更新が見込まれる場合でも支給対象とならないのでしょうか。	期間の定めがある場合は、雇入れの際に契約更新が見込まれる場合であっても、支給対象となりません。また、有期雇用契約から期間の定めのない雇用契約に切り換えた場合及び紹介予定派遣後に雇い入れた場合も支給対象とはなりません。
02-03	雇用契約上では期間の定めはありませんが、1年後に定年制が適用される方を雇い入れました。この場合、支給対象となりますか。	期間の定めのない労働者雇い入れた場合は支給対象となります。

(03) 支給対象事業主の要件

設問番号	設問	回答
03-01	申請事業主と再就職先がグループ会社である場合は対象となりますか。	<p>申請事業主と再就職先がグループ会社であっても、支給対象者の雇入れ日から起算してその日以前1年間において、直前に支給対象者を雇用していた事業主との関係が、次の(イ)～(ハ)のいずれにも該当していない場合は支給対象となります。詳しくは、労働局やハローワークにお問い合わせください。お問い合わせ先は、厚生労働省HPの「助成金のお問い合わせ先・申請先のご案内」(https://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/toiawase.html)をご参照ください。</p> <p>(イ) 両者が親会社と子会社、又はその逆の関係にあること(注:ある事業主の総株主又は総社員の議決権の過半数を有する他の事業主を「親会社」、当該ある事業主を「子会社」とする。)</p> <p>(ロ) 取締役会の構成員について、両者の代表取締役が同一人物であること又は取締役を兼務しているものがいずれかの取締役会の過半数を占めていること。</p> <p>(ハ) その他、資本的・経済的・組織的関連性等からみて両者が独立性を認められないものであること。</p>
03-02	A事業主の雇用する再就職援助計画対象者等が(A事業主から)B事業主の事業所に移籍した場合、対象となりますか。	<p>移籍の場合であっても、資本的、経済的、組織的関連性等からみて独立性が認められる場合は対象となります。独立性の判断については設問番号03-01をご参照ください。</p>
03-03	民事再生法の適用を受けたA事業所が、別の事業主であるB事業所に事業譲渡を行い、再就職援助計画の認定を受けたA事業所の離職者がB事業所に再就職した場合は対象となりますか。	<p>事業譲渡の場合であっても、資本的、経済的、組織的関連性等からみて独立性が認められる場合は対象となります。独立性の判断については設問番号03-01をご参照ください。</p>

(04) 支給対象訓練関係

設問番号 設問	回答
04-01 事業外訓練は、民間の訓練機関が主催する訓練も認められますか。	認められます。
04-02 支給対象外となる訓練の具体例を教えてください。	<p>業務に関する訓練は幅広く支給対象訓練となり、趣味教養との区別がつかない内容のものが対象外となります。対象外となる具体例は以下のとおりです。</p> <p>イ 趣味教養を身につけることを目的とするもの (例：日常会話程度の語学の習得のみを目的とする講習、話し方教室 など)</p> <p>ロ 実施目的が訓練に直接関連しない内容のもの (例：時局講演会、研究会、大会、学会、研究発表会、博覧会、見本市、見学会 など)</p> <p>詳しくは、労働局やハローワークにお問い合わせください。お問い合わせ先は、厚生労働省HPの「助成金のお問い合わせ先・申請先のご案内」(https://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/toiawase.html)をご参照ください。</p>
04-03 Off-JTとして支給対象外となる訓練の実施方法を教えてください。	<p>事業内訓練と事業外訓練を認めており、以下のような場合は対象外となります。なお、イ及びロは、OJTとして対象となることに留意してください。</p> <p>イ 通常の生産活動と区別できないもの (例：現場実習、営業同行トレーニング 等)</p> <p>ロ 生産ライン又は就労の場で行われるもの(OJTで実施するもの、事務所、営業店舗、工場、関連事業所(取引先を含む)の勤務先など、場所の種類を問わず、営業中の生産ライン又は就労の場で行われるもの)</p> <p>ハ 通信教育・eラーニングによる訓練</p> <p>ニ 専らビデオ等のみを視聴して行う講座</p> <p>ホ 海外、洋上で実施するもの (例：洋上セミナー、海外研修 など)</p> <p>ヘ その他、訓練の実施に当たって適切な方法でないもの (イ) あらかじめ定められたカリキュラムどおり実施されない訓練 (ロ) 労働基準法第39条の規定による年次有給休暇を与えて受講させる訓練 (ハ) 教育訓練機関としてふさわしくないとと思われる設備・施設で実施される訓練</p>
04-04 支給対象訓練の総時間数の制限はありますか。	総時間数に制限はありませんが、1人当たりのOff-JTの賃金助成の対象となる時間数は、1人当たり600時間を限度、1人当たりのOJTの実施助成の対象とする時間数は、1人当たり340時間を限度とします。
04-05 Off-JTの講師が内部講師の場合の経費は対象となりますか。	<p>訓練に必要な教科書代等は支給対象経費となりますが、内部講師の場合、謝金等は支給対象となりません。</p> <p>詳しくは、労働局やハローワークにお問い合わせください。お問い合わせ先は、厚生労働省HPの「助成金のお問い合わせ先・申請先のご案内」(https://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/toiawase.html)をご参照ください。</p>
04-06 対象労働者が異なる場合は、複数の職業訓練計画について同時に認定を受けることは可能ですか。	可能です。